

○聖カタリナ大学大学院看護学研究科履修規程

（趣旨）

第1条 この規程は、聖カタリナ大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

（研究指導教員）

第2条 授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、研究科委員会は学生ごとに研究指導教員を選任する。

2 前項の研究指導教員は、主研究指導教員1名と副研究指導教員1名とする。副研究指導教員は、主研究指導教員以外の研究指導教員及び研究補助教員から選任する。

3 前2項により選任された研究指導教員の変更は認めない。ただし、研究科委員会が、特別な事情があると認める場合は、変更を許可することがある。

（授業科目等）

第3条 学則別表第1の授業科目の開講年次は別に定める。

2 開講科目及び授業時間割は、毎年度の初めに公示する。

（授業の開設期間）

第4条 授業は、その開講期間によって次の種類とする。

- （1）通年授業（学期を越えて継続する授業）
- （2）前学期開設授業（前学期開設、前学期完結の授業）
- （3）後学期開設授業（後学期開設、後学期完結の授業）
- （4）集中授業（特定の期間に集中して行う授業）
- （5）臨時授業（特別講義）

（履修登録）

第5条 学生は毎年度の初め、所定の期日までに履修しようとする授業科目について、予め主研究指導教員の指導を受けた上で、履修登録を行わなければならない。

2 登録締め切り後及び登録変更期間後の科目の追加、変更、取消は原則として認められない。ただし、集中講義等、特別に追加、取消を認める授業科目については、定められた期間内に追加、取消をすることができる。対象となる授業科目及び期間は別に公示する。

（履修の制限）

第6条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- （1）授業時間が重複する科目
- （2）既に単位を修得している授業科目
- （3）履修の先修要件を満たしていない授業科目

（4）学年進行を超えての授業科目

2 再入学生および転入学生、長期履修学生には前項第4号の規定は適用しない。

（再履修）

第7条 単位を修得できなかった授業科目は、再び履修登録を行い履修することができる。

（受講の制限）

第8条 履修登録を行っていない授業科目は受講することができない。

2 授業科目によっては、科目の性質及び教場等の都合により、受講資格を限定し、その人数を制限することがある。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は別に定める。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は研究科委員会において審議の後、学長が行う。

附 則

この規程は、2022（令和4）年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。